令和８年第８回野洲市農業委員会総会議事録

令和８年８月 10 日 午前９時 30 分より野洲市総合防災センター２階研修室において、令和８年第８回野洲市農業委員会総会を開催する。

出席委員は、下記のとおり。

委員

１番　　平中　繁一
２番　　中濱　佳久
３番　　安田　健一
４番　　小森　喜一
５番　　南井　傳治
６番　　清水　稔
７番　　辻　美智子
８番　　重髙　秀志
９番　　山本　芳隆
１０番　　北脇　薫
１１番　　奥野　清
１２番　　井狩　憲一
１４番　　米澤　博
１５番　　石塚　健一
１７番　　東　清一
１８番　　中谷　征史
１９番　　川東　静佳
２０番　　三浦　薫
２１番　　林　かずみ
２２番　　山田　冨男
２３番　　築山　源太郎
２４番　　神山　忠彦
２５番　　奥村　富正
２６番　　立入　三千男

欠席委員

１３番　岩井　正男
１６番　角出　昇

会議に参与したる職員

農業委員会　事務局長　　西野　智
　　専門員　　川尻　康治
　　主任　　加藤　英高

議長　（会長）

それでは、只今から、令和８年第８回農業委員会総会を開会します。
日程に入るに先立ち、報告を行います。

本日の出席委員は 24 名であります。
欠席は、第 13 番岩井委員、第 16 番角出委員であります。

議長　（会長）

これより、日程に入ります。
日程第１　会議録署名委員の指名を行います。

第４番　小森委員、第５番　南井委員を指名いたします。

日程第２　会期の決定について、本会期は、本日１日間にいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

ご異議なしと認めます。
よって会期は本日１日間と決定いたしました。
日程第３　議第 19 号を上程します。
先ず、議第 19 号　農地法第３条第１項の規定による申請に対し許可をすることについて議題とします。

事務局からの説明を求めます。

事務局

それでは、議第１９号　農地法第３条第１項の規定による申請に対し、許可をすることについて、ご説明いたします。

案件は全部で５件でございます。議案書の１ページをご覧ください。
まず１件目です。資料は別紙Ａの１ページから３ページでございます。

比江　字　杉村　●●●●番、登記地目・現況地目ともに　畑、面積　４４㎡
八夫　字　馬場表　●●●●番、登記地目・現況地目ともに　畑、面積　９９㎡
八夫　字　下川原　●●●●番、登記地目・現況地目ともに　畑、面積　１００㎡
八夫　字　木戸前　●●●●番、登記地目・現況地目ともに　田、面積　3,０７７㎡
合計　3,３２０㎡について、譲渡人　●●●●　氏から、譲受人　●●●●　氏へ、売買により所有権の移転をされるものです。

譲受人は、現在、大規模農家の下で農作業に従事されており、この度、認定農業者の認定を受け、今後、規模拡大をする意向をもっておられます。
一方、譲渡人は、住まいが遠方で、保全管理も困難であり、売却したいとの思いを持たれておられ、双方の了承が得られたことから、今回の申請に至っています。

別紙Ａの１ページの調査表をご覧ください。

譲受人に関する農地法第３条第１項にかかる調査の結果は記載のとおりです。全部効率要件・農作業常時従事要件・地域調和要件のいずれの項目においても問題は無いものと考えます。また、提出された営農計画書の内容につきましても、調査表のとおりです。

次に２件目、資料は別紙Ａの４ページから５ページでございます。

比留田　字　駒田　●●●●番　、登記地目、現況地目ともに　畑、面積６４１㎡　について
譲渡人　●●●●　氏から、譲受人　●●●●　氏へ、贈与により所有権の移転をされるものです。
譲渡人は、当該農地を相続により所有することとなりましたが、自身で耕作することは難しく、売却を希望されております。
一方、譲受人は、自治会長を通じて、譲渡人から譲渡したい話を伺い、話がまとまったとのことです。

別紙Ａの４ページの調査表をご覧ください。
譲受人に関する農地法第３条第１項にかかる調査の結果は記載のとおりです。全部効率要件・農作業常時従事要件・地域調和要件のいずれの項目においても問題は無いものと考えま

す。

次に３件目、資料は別紙Ａの６ページから７ページでございます。

木部　字　正楽　●●●●番　、登記地目・現況地目　ともに田、面積１,３４５㎡について、

譲渡人　●●●●　氏から、譲受人　●●●●　氏へ、売買により所有権の移転をされるものです。

譲渡人は、当該農地を相続により引き受けましたが、非農家であり、譲渡人の兄である譲受人は農業を営んでいることもあり、この度、売却の話がまとまったため、今回の申請に至っております。

別紙Ａの６ページの調査表をご覧ください。
譲受人に関する農地法第３条第１項にかかる調査の結果は記載のとおりです。全部効率要件・農作業常時従事要件・地域調和要件のいずれの項目においても問題は無いものと考えます。

次に４件目、資料は別紙Ａの８ページから９ページでございます。

北　字　常長　●●●●番　、登記地目・現況地目　ともに田、面積３,２８８㎡について、

譲渡人　●●●●　氏から、譲受人　●●●●　氏へ、売買により所有権の移転をされるものです。
譲渡人は、県外へ居住を移されることとなり、譲渡を希望されておられました。
一方、譲受人は、農業倉庫・作業場と隣接しており、以前より耕作している農地であったため、引き受けられることとなりました。

別紙Ａの８ページの調査表をご覧ください。
譲受人に関する農地法第３条第１項にかかる調査の結果は記載のとおりです。全部効率要件・農作業常時従事要件・地域調和要件のいずれの項目においても問題は無いものと考えます。

次に５件目、資料は別紙Ａの１０ページから１１ページでございます。

吉川　字　淵尻　●●●●番　、登記地目・現況地目　ともに田、面積２,０００㎡
吉川　字　淵尻　●●●●番　、登記地目・現況地目　ともに田、面積１,６８２㎡
合計３,６８２㎡について

譲渡人　●●●●　氏から、譲受人　●●●●　氏へ、売買により所有権の移転をされるものです。

譲受人は、以前から当該農地を耕作しており、譲渡人は、農地の維持管理が難しいことから、この度、売買の話がまとまり、申請に至ったものです。

別紙Ａの１０ページの調査表をご覧ください。
譲受人に関する農地法第３条第１項にかかる調査の結果は記載のとおりです。全部効率要件・農作業常時従事要件・地域調和要件のいずれの項目においても問題は無いものと考えます。

事務局からの説明は以上です。

議長　（会長）

続きまして、意見委員の説明を求めます。
番号 1 について、比江は旧委員の井上　輝子　氏、八夫は旧委員の田中　靖志　氏が署名しており、事務局に引継ぎされておられますので、事務局に説明を求めます。

事務局

事務局の加藤です。
私からは　番号１の比江及び八夫の案件についてご説明致します。
譲渡人は、当該農地を令和６年に相続により引き受けたものの、農業経験もなく、住まいも●●●●と遠方であり、保全管理をすることも困難であるため、譲渡を希望されております。
一方、譲受人は、農地を現在は所有されていないものの、現在、大規模農家の下で農作業に従事されており、この度、認定農業者の認定を受け、今後も規模拡大をする意向を持ってらっしゃるため問題ないものと伺っております。
皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長（会長）

番号２について、こちらも旧委員の針本　一春　氏が署名しており、事務局に引継ぎされておられますので、事務局に説明を求めます。

事務局

事務局の加藤です。
私からは番号２の比留田の案件についてご説明致します。
譲渡人は、当該農地を相続により所有することとなりましたが、今後、野洲に戻る予定はなく、自身で所有し、耕作することは難しいため、譲渡を希望されております。
一方、譲受人は、自治会長を通じて、譲渡人から譲渡したい話を伺い、近隣の農地も耕作していることから、話がまとまったとのことです。
皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長（会長）

続いて番号３について、こちらも旧委員の廣瀬　久雄　氏が署名しており、事務局に引継ぎされておられますので、事務局に説明を求めます。

事務局

事務局の加藤です。
私からは番号３の木部の案件についてご説明いたします。
譲渡人は、当該農地を相続により引き受けましたが、●●●●の市に住んでおり、非農家であり保全管理もできておりません。譲受人は兄にあたり、譲受人は農業を営んでおり、この度、売却の話がまとまったと伺っております。
皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長（会長）

続いて番号４について、第９番　山本委員お願いします。

山本委員

９番　山本です。

私からは北の案件についてご説明致します。
ただいま事務局から説明があったとおり、譲渡人は、県外へ居住を移されることとなったことから、譲渡されることとなりました。
一方、譲受人は、土地の売却の意向を受け、農業倉庫・作業場と隣接しており、以前より耕作している農地であったため、引き受けられることとなりました。
皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長（会長）

続いて番号5について、第16番角出委員が本日欠席のため、事務局お願いします。

事務局

事務局の加藤です。
吉川の案件についてご説明いたします。
ただいま事務局より申し上げましたとおり、譲渡人は以前から譲受人に耕作を依頼しており、今後も当該農地の維持管理が難しいことから、今回、売買の話がまとまり、申請に至ったものです。
皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長（会長）

説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。
ご質疑はございませんか。

ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
これより議第１９号の採決に入ります。
お諮りいたします。
議第１９号について、賛成の方の挙手をお願いします。

挙手全員と認めます。
よって議第１９号は、許可することに決定いたしました。

次に、議第２０号　農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議題とします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議第２０号　農地法第４条第１項の規定による申請に対し、許可をすることについて、ご説明いたします。

議案書の３ページをご覧ください。
案件は１件です。

資料は別紙Ａの１２ページから１４ページでございます。

北　字　くわんじみ　●●●●番、登記地目　畑、現況地目　雑種地　、面積　１４０㎡について、
申請人　●●●●　氏から、自家用及び近隣住民の露天駐車場として申請があったものです。

申請者は、現在、●●●●に居住されており、自己所有地の整理のために所有地を確認していたところ、申請地である土地において、先代から自家用駐車場及び近隣の方の一時的な駐車場として利用していた土地が農地転用許可申請を行われずに使用されていたことが分かったことから、今回の申請をされたものです。

別紙Ａの１２ページの調査表をご覧ください。
農地法第４条第１項に係る調査の結果は記載のとおりです。
申請地は、住宅の用に供する施設が連たんしている区域内にある白地の第３種農地と判断しています。
隣接する土地に耕作をされる農地は無いことから隣地承諾は不要としており、土地改良区からも、転用手続きに別段支障はないとの同意をいただいております。
事務局からの説明は以上となります。

議長　（会長）

続きまして、意見委員の説明を求めます。
第９番　山本委員お願いします。

山本委員

９番山本です。
北の案件について説明致します。
ただ今、事務局からの説明があったとおり、申請地付近の道路幅は非常に狭く、近隣住民に家に用事がある際に、一時的な駐車スペースとして以前から活用されており、農地としては使用されていない土地であります。
皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長　（会長）

説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。
ご質疑はございませんか。

議長　（会長）

ご質問がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
これより議第２０号の採決に入ります。
お諮りいたします。
議第２０号について賛成の方は挙手をお願いします。
挙手全員と認めます。
よって議第２０号は許可することに決定いたしました。

日程第４　報告案件に入ります。
報告第１７号 農地法第４条第１項第７号の規定による届出の報告について、を議題とします。それでは、事務局の報告を求めます。

事務局

それでは、報告第１７号　農地法第４条第１項第７号の規定による届出の報告についてをご説明いたします。

議案書の４ページをご覧ください。
案件は１件です。
資料は別紙Ａの１５ページでございます。

永原　字　上町　●●●●番、登記地目　畑、　現況地目　雑種地、面積　８２㎡について、申請人　●●●●　氏から、自家用露天駐車場のために届出があったものです。既に、農地を転用せずに砂利を敷き駐車場として利用されていることから顛末書を受領のうえ届出を受理しております。

事務局からの説明は以上となります。

議長（会長）

説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。
ご質疑はございませんか。

ご質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

続きまして、報告第１８号　田畑転換等農地の形状変更の届出について、を議題とします。
それでは、事務局の報告を求めます。

事務局

それでは、報告第１８号　田畑転換等農地の形状変更の届出の報告についてをご説明いたします。
議案書の５ページをご覧ください。資料は別紙Ａの１６ページでございます。案件は１件です。
三上　字　下ノ人宿り　●●●●番、登記地目　田、現況地目　畑、面積６２㎡
届出人　●●●●　氏から、現状、畑で農地を利用していることから、田から畑の田畑転換等農地の形状変更届出があったものです。
事務局からの説明は以上となります。

議長　（会長）

説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。
ご質疑はございませんか。

ご質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

続きまして、報告第 19 号　非農地証明申請について、を議題とします。
それでは、事務局の報告を求めます。

事務局

それでは、報告第１９号　非農地証明申請について、をご説明いたします。

議案書の６ページをご覧ください。
案件は１件です。
資料は別紙Ａの１７ページでございます。

入町　字　芝野　●●●●番、登記地目　畑、現況地目　山林、面積　１０５㎡について、この申請は、農地法第２条第１項に規定する農地の対象とならない土地の証明について、野洲市農業委員会非農地証明事務取扱要領に基づいて、その旨の証明を行うものです。
申請地については、国土地理院の航空写真で確認したところ２０年前から山林と判断でき、今後農地に復元することが困難であり、農地として利用される見込みもないことから、非農地証明事務取扱要領において、非農地として証明できると考えるものです。
昭和６０年の国土地理院の航空写真と現在の状況の写真、また、意見区域担当委員の井狩委員からも同場所は昔から竹藪で山林と化していることを確認のうえ、非農地と判断して問題ないものと判断しております。
事務局からの説明は以上となります。

議長　（会長）

説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。
ご質疑はございませんか。
中濱委員。

中濱委員

お伺いしますが、前回非農地として証明した場所は、申請地の管理が不十分で山林が浸食してきたため、やむを得ないとの判断で証明をしたと思われます。今回は真ん中辺りで、周りの地目は山林かそれとも畑かどうか伺いたい。

事務局

事務局の加藤です。
周りの土地について、登記地目が畑の場所もあります。

中濱委員

周りの地目で畑もあるとのことで、この辺り一帯は全て山林として手続きをする方法はないのだろうか。
また、畑から山林に地目変更することで固定資産税など、どのようなメリットがあるのかどうか。あと、地目変更をされるかどうか農業委員会で指導までされるのかどうか伺いたい。

事務局

メリットについて、固定資産税についてはそこまでメリットは無いかもしれませんが、ただ、登記地目が農地である以上、農地法の制限がかかってくるため、相続しても農地法の制限は残ります。申請者は、前回の総会でも農地の所有権移転をされたり、今の世代で整理しておきたい強い思いを持ってらっしゃいます。登記地目変更について、窓口でもされることを伺っておりますので、変更されると考えております。

議長　（会長）

ご質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

以上で、本日の議事案件の審議は終了いたしました。

以上をもちまして、令和８年第８回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会１０：０５